

# 「交際費課税の廃止」についての提言

## 1. 交際費課税の現状

交際費は事業者が事業活動を行うために必要な経費です。しかし交際費の損金算入を認めることによって、不必要な交際費の支出が増加し納税額を軽減しようとする傾向があり、昭和 29 年に、交際費について一定の額が損金不算入とされました。この際に、個人事業者や資本金 500 万円未満の法人については、対象外となっています。当時は交際費の損金不算入は冗費の抑制と会社内部での資本を充実させるという政策的要請がありました。

現在の法人税法では、資本金 1 億円超の法人は全額損金不算入となっています。1 億円以下の法人は平成 21 年度の改正で定額控除限度額が 400 万円から 600 万円に引き上げられましたが、この限度額のうち 10%は損金不算入となっており、一定の制限が設けられています。中小企業に対して軽減策が設けられているのは、大企業に比べ資金力や営業力に乏しい中小企業の活力を引き出す意図があったようです。

平成 18 年には、飲食などのために要する費用のうち一定の要件のもとにその支出する金額が 1 人あたり 5,000 円以下である場合には、交際費であっても損金算入ができるという改正がありました。しかしその一方で平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からは、資本金の額が 5 億円以上の法人の 100%子会社等は、その子会社等の資本金が 1 億円以下であっても定額控除（600 万円まで 10%が損金不算入）の適用対象から除かれることになり、交際費に対して課税が強化されています。

## 2. 交際費課税廃止についての提言

### (1) 交際費と隣接科目の損金性

交際費等とは、法人税法上では法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用とされています。現状においては、創設当時の政策的要請にあった資本の蓄積というよりも冗費の抑制ということに重点がおかれています。交際費の損金性を認めないということは、冗費の抑制という目的が最優先されて、企業にとっての交際費そのものの必要性が否定されていることとなります。広告宣伝費、会議費、寄附金（一部）、販売奨励金、福利厚生費などの隣接科目の損金性が認められていることと整合性がとれないのではないのでしょうか。また税務調査においても交際費と隣接科目が常に問題となってきました。たとえば不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図した広告宣伝費と交際費との取扱いの違いや、金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与、金銭や物品などを贈与した場合は寄附金と

なりますが、それが寄附金になるのかそれとも交際費等になるのかは、個別事情によりま  
す。また取引先との商談や社内での打合わせの際に供した茶菓、弁当などの飲食物にかか  
る費用は、業務に関連する費用として、交際費には該当せず会議費となります。

いずれにしても企業にとって事業を遂行する際に必要な経費であれば、交際費だけ損金  
性を認めない理論的な根拠は薄いと言えます。

ちなみに海外の交際費課税<sup>i</sup>をみますと日本と同様に全額を損金不算入としているのはイ  
ギリスですが、中小企業と大企業で交際費の取扱いが異なるのは、日本のみです。アメリ  
カやドイツは全額が損金算入ではありませんが、大企業に対してもアメリカでは 50%、ド  
イツでは 70%の損金算入を認めています。フランスは全額損金性を認めています。もちろ  
んこの場合でも交際費の支出が企業にとって必要な経費であること、過大でないことなど  
要件はありますが、これは交際費に限ったことではなく他の支出でも企業にとって必要と  
認められない経費は、損金算入が認められないことは言うまでもありません。

## (2) 経済活性化への効果

1 億円超の中企業、大企業においては、交際費について全額損金性が認められていないた  
め、交際費として支出しない傾向があります。特に景気が低迷している今日ではより一層  
交際費を縮小して、経済の沈滞化を招いている要因にもなっているのではないかと思いま  
す。むしろ交際費の損金性を認めることによって、多くの企業が他の経費と同様に交際費  
を支出するようになると考えられます。たとえば飲食などの接待、供応、慰安、贈答が積  
極的に行われれば、経済の活性化を後押しすることになり、日本経済に対して大きな効果  
がえられることと思います。たしかに交際費の損金計上によってその企業の利益は減少し  
法人税の税収は減少することになりますが、交際費の支出の対象となった企業では売上が  
増加し法人税の納税額が増加することになります。中小零細企業に対する交際費の損金算  
入という税制の優遇措置以上に経済への効果を期待することができます。交際費に課税を  
することによって得られる税収に関するデータがないので、ここではより深く検討をする  
ことはできませんが、税収が大きく落ち込むことは考えられません。むしろ交際費課税を  
廃止して交際費の損金性を認めることにより交際費に関連する需要を増加させ、結果とし  
て増加させた額より大きく国民所得が拡大する乗数効果が得られるのではないかと考えら  
れます。

---

<sup>i</sup> 財務省ホームページ「主要国における交際費の税務上の取扱い」2012年1月現在